

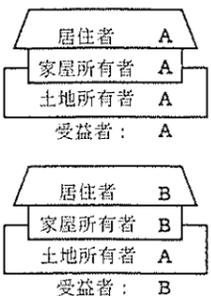
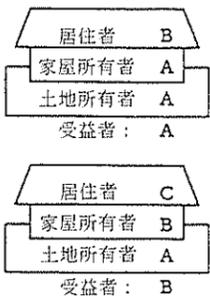
美しいまちへスタート

下水道は、個人の生活の便利さや衛生面、健康面からのみ大切なものではありません。町を流れる河川やせせらぎから、多くの水辺の生物や魚たちが姿を消しました。本来生命をはぐくむものでありながら、その水は命を宿しているとはいえませんが、家庭からの生活排水が水を汚しているのです。ホタルが舞い、子供等が釣り糸をたれる川にするため下水道の普及は不可欠です。

六月定例市議会で南国市公共下水道事業受益者負担に関する条例が可決され、いよいよ来年四月の供用開始に向けてスタートします。都市計画課下水道係では、対象地区への地元説明会を行い、事業の進行についての協力をお願いしていく計画です。そこで、実際に下水道が整備された場合、どのような手続きや費用が必要となるのでしょうか。

受益者とは

下水道が整備され、あるいは整備された地区内における土地の所有者（地主）の方が受益者です。ただし、地上権質権または使用貸借もしくは賃貸借による権利の目的と



受益者

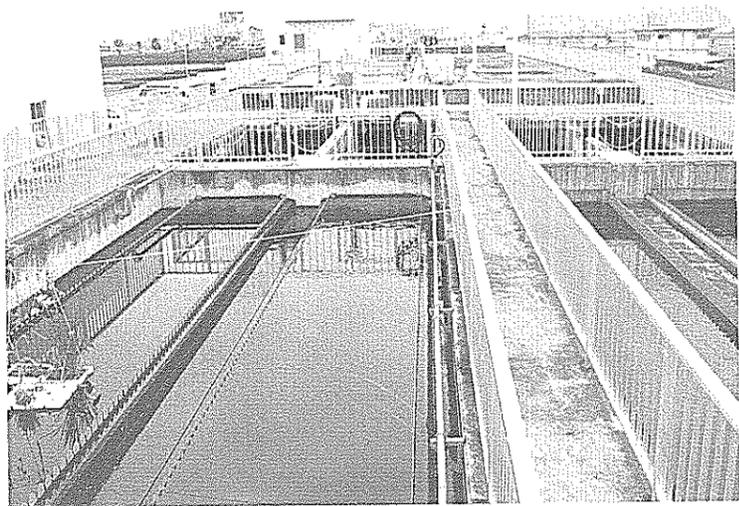
負担金とは

下水道事業には多くの事業費がかかります。国から補助金が交付されますが、その他の財源として、下水道により環境の改善がはかられた土地の地権者から、工事費の一部を負担していただくのが、受益者負担金です。市ではその算定を、事業費を受益面積で除したものの二分の一の金額とし、一平方メートルあたり四百九十円としました。

例えば、地積三百平方メートル（約九十坪）の土地であれば、三百平方メートル×四百九十円＝一万四千七百円が負担金となります。



高知市高須にある浦戸湾東部流域の下水処理場。近くには県立美術館もまもなくオープン。



下水はここでコイが飼えるほどの水質まで処理されて浦戸湾へ

負担金の かかる区域

下水道が整備された区域（処理区域）は毎年「賦課対象区域」として公告するとともに、広報でもお知らせします。また、その地区内の地権者の方には「下水道事業受益者申告書」を送付します。

来年四月一日に「賦課対象区域」となる区域を発表する予定ですが、おおよそ下水道工事が完了した場所に隣接した土地が対象となります。

なお、公共下水道事業が整備され、下水の処理が出来るようになった区域にくみ取り便所が設けられている建築物を所有している方は、三年以内はその便所を水洗便所に改

造することが下水道法で定められています。

排水設備

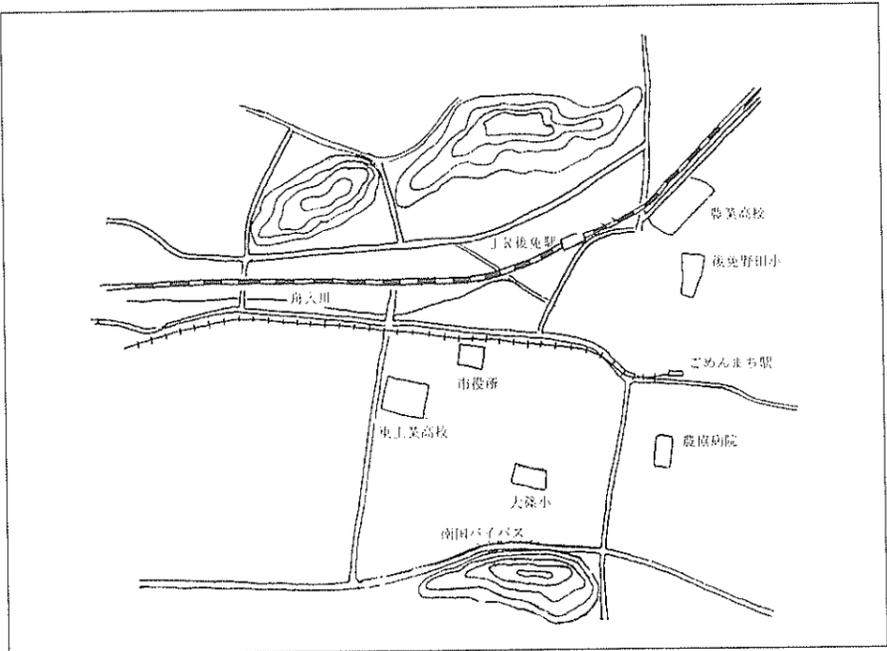
（水洗化）工事

自宅に排水設備（水洗化）工事を行う場合、市が指定した排水設備工事指定業者でなければ施工できません。工事は直接指定業者へ申し込んでください。

市では指定業者から出された計画確認申請書をチェックし、適正であれば許可し、工事完了時には検査を行います。

指定業者

(有)野村工業	篠原	☎64-2507
(有)窪添組	岡豊	☎66-4549
(有)十市水道工務店	十市	☎65-0724
(有)高坂水道工事	久礼田	☎62-0757
池本土木㈱	篠原	☎63-2321
南国水道	久枝	☎65-2829
常德産業㈱	前浜	☎65-8701



平成十二年度までに完成を目指している地域。人口集中地区への下水道が整備され、受益戸数はおおよそ二千六百戸、約八千六百人の市民が利用と推定。市ではさらに事業範囲を拡大し、下水道の網の目を周辺へ延ばしていく計画です。